

令和8年度 指定管理者選定委員会の審査結果一覧

～令和9年4月1日から管理運営が開始となる指定管理施設の候補団体～

対象施設： 47施設 17グループ

令和8年10月9日現在

1 公募による選定施設（対象施設： 39施設 16グループ ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請結果		指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
					団体数	申請団体名			
1	勤労者女性会館しなのき	1	3年	更新	1	協同組合長野シーアイ開発センター	協同組合長野シーアイ開発センター	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	人権・男女共同参画課
2	信州新町水防会館	1	5年	更新	1	特定非営利活動法人ふるさと	特定非営利活動法人ふるさと	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	信州新町支所
3	老人憩の家（石川、大豆島、茂菅、新橋、東長野）	5	5年	更新	1	長野県高齢者生活協同組合	長野県高齢者生活協同組合	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	高齢者活躍支援課
4	老人福祉センター（湯福、柳町、東北）、老人憩の家（東北）	4	5年	更新	1	長野県高齢者生活協同組合	長野県高齢者生活協同組合	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
5	地域活動支援センターこぶし	1	5年	更新	1	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	障害福祉課
6	もんぜんぱら座こども広場（じゃん・けん・ぼん）	1	5年	更新	2	特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト	特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	保育・幼稚園課
						株式会社キッズコーポレーション			
7	北部勤労者活躍支援センター、南部勤労者活躍支援センター、中高年齢労働者福祉センター（サンライフ長野）	3	5年	更新	1	協同組合長野シーアイ開発センター	協同組合長野シーアイ開発センター	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	商工労働課
8	保科温泉、若穂老人憩の家	2	5年	更新	1	株式会社オーエンス	株式会社オーエンス	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	観光振興課、高齢者活躍支援課
9	中条地域振興施設やきもち家	1	5年	更新	2	One&Onlyグループ	One&Onlyグループ	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	観光振興課（西部産業振興事務所）
						eternal story株式会社			
10	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）、若里市民文化ホール	2	5年	更新	1	株式会社エムウェーブ	株式会社エムウェーブ	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	スポーツ課
11	茶臼山運動施設（茶臼山テニスコート、篠ノ井体育館、茶臼山屋内運動場、茶臼山運動場、アーチェリー場、スケートパーク）	6	5年	更新＋新規	1	株式会社フクシ・エンタープライズ	株式会社フクシ・エンタープライズ	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
12	若穂多目的広場	1	5年	更新	1	公益社団法人長野グライダー協会	公益社団法人長野グライダー協会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
13	健康レクリエーションセンター、リサイクルプラザ	2	5年	更新	1	日本水泳振興会・NTTファシリティーズ共同事業体	日本水泳振興会・NTTファシリティーズ共同事業体	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	
14	総合公園（川中島古戦場史跡公園、昭和の森公園）、地区公園（青垣公園、若穂中央公園）、南長野運動公園、風致公園（地附山公園）、都市緑地（市場緑地）	7	5年	更新	1	特定非営利活動法人長野市環境緑化協力会	特定非営利活動法人長野市環境緑化協力会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	公園緑地課
15	榎堂イーストプラザ市民交流センター	1	5年	更新	1	株式会社まちづくり長野	株式会社まちづくり長野	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	まちづくり課
16	青少年錬成センター	1	5年	更新	1	株式会社オーエンス	株式会社オーエンス	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課

2 公募によらない選定施設（対象施設 ： 8施設 1グループ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請団体名	指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
					【】内は「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の該当条件（※）			
1	篠ノ井交流センター、分館（東福寺、川柳、共和、信里、西寺尾、塩崎）、篠ノ井老人福祉センター	8	5年	更新	篠ノ井地区住民自治協議会	篠ノ井地区住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課、高齢者活躍支援課
					【指針第2項第1号に該当】 交流センターの活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。 そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。			

【参考】「公募によらない指定管理者選定に関する指針」より抜粋

- 【指針第2項第1号】 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第2号】 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第3号】 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第4号】 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- 【指針第2項第5号】 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- 【指針第2項第6号】 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- 【指針第2項第7号】 その他、特に公募とすることが適当ではないと認められる場合